

青森市長等の損害賠償責任に関する条例の制定について

1 制定理由

平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、条例で、損害賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとなった。

この地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となる市長等の損害賠償責任については、軽過失の場合にも、市長等が、個人責任としては多額な責任を追及されることがあり、これによって、大きな心理的な負担を抱いて職務の執行において萎縮が生じる可能性があることから、この萎縮効果を低減させる目的があり、本市においても、政令の内容を踏まえ、市長等の本市への損害を賠償する責任を限定して、それ以上の額を免責する旨を定める条例を制定するもの。

2 制定概要

(1) 法令の内容

免責する額 = 損害賠償責任額 - 政令で定める基準

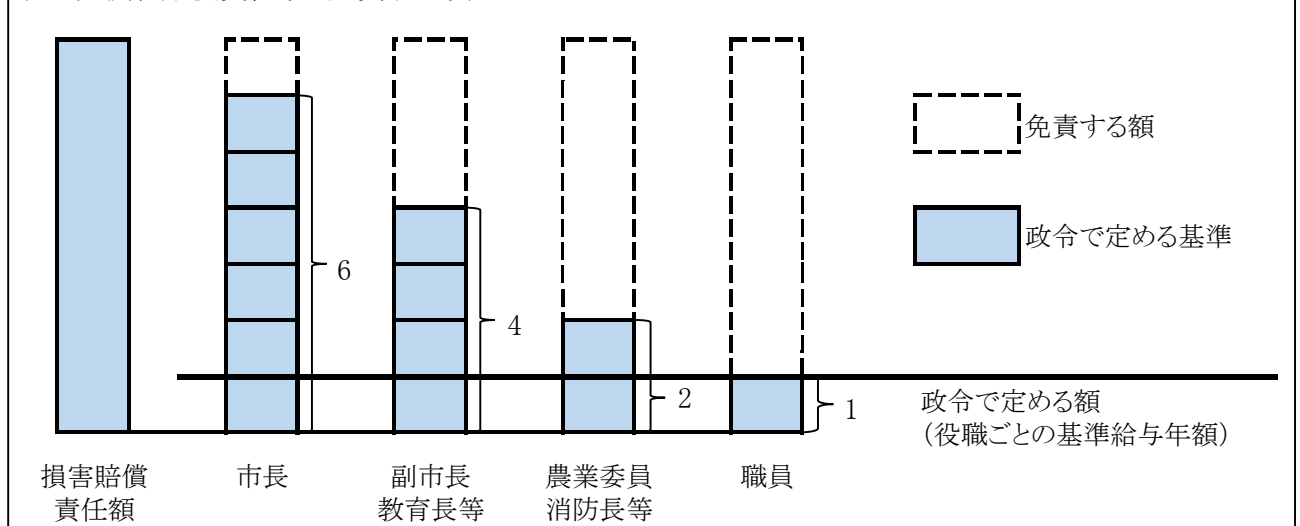
政令で定める基準(参酌基準) = 基準給与年額^{※1} × 乗数(1～6倍)^{※2}

※1 給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を除く。)の
 一会計年度当たりの額に相当する額

※2 市長や職員等の職責に応じて、基準給与年額の1～6倍で設定

乗数	役職
6	市長
4	副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員、監査委員
2	農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、公営企業管理者
1	その他の職員

(参考: 損害賠償責任額と免責する額)



(2) 条例の内容

免責する額 = 損害賠償責任額 - 政令で定める基準と同額【自己負担額】

3 施行期日

施行期日は公布の日とする。